

公示

「横須賀港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和29年9月公示第5号）」を下記の通り改正し、平成26年1月1日から適用することとしたので、関税法施行令第22条第1項の規定に基づき、公示します。

平成25年12月25日

横須賀税関支署長 阿部 登

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
(1) 新港埠頭（1号、2号）岸壁 (2) 新港埠頭（1号、2号、3号）桟橋 (3) 日産自動車(株)追浜専用埠頭（1号、2号）桟橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置した出入口を経由すること。
(4) 長浦（1号、2号、3号）物揚場 (5) 新港埠頭（3号、4号）岸壁 (6) 久里浜（1号、3号）岸壁 (7) 住友重機械工業(株)追浜造船所（艤装、水切り）岸壁	
(8) 前項までに定める以外の保税地域前面の岸壁・桟橋又は物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

※ 上記の「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁等への交通をフェンス等により制限している区域をいう。